

国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営
と効率化方策に関する懇談会（第5回）議事次第

平成14年4月26日（金）
午前10時～12時
専用第21会議室（17F）

1. 開 会

2. 議 題

（議題1）第4回懇談会議事要旨について

（議題2）国立病院・療養所における再編成計画の対処方策の決定について
（平成11年見直し計画対象施設分）

（議題3）独立行政法人国立病院機構法案について

（議題4）今後の議論の進め方について

（議題5）そ の 他

3. 閉 会

第4回「国立病院・療養所の独立行政法人における財政運営と効率化方策に関する懇談会」議事要旨

- 1 日時 平成14年2月7日（木）10：00～12：00
 - 2 場所 厚生労働省専用第21会議室
 - 3 出席者
（委員）浅田座長、大道座長代行、小幡、岸、黒木、小村、住田、夏目、西島、藤田各委員（敬称略）
（事務局）下田健康局長、河村国立病院部長、伍藤審議官、高橋企画課長、滝澤政策医療課長、加藤経営指導課長、吹野職員厚生課長他
 - 4 議題
 - (1) 第3回懇談会議事要旨について
 - (2) 施設視察について
 - (3) 国立病院・療養所の独立行政法人化について（施設長ヒアリング）
 - (4) 平成14年度予算（案）について
 - (5) その他
 - 5 議事概要
 - ・ 議題(3)について、国立仙台病院長、国立熊本病院長、国立療養所西新潟中央病院長、国立療養所近畿中央病院長から、施設の状況、独立行政法人化に向けた意見等を聴取し、続いて質疑応答等が行われた。
以下はその概要。
- 委員からの質問及び意見
→ 質問に対する施設長・事務局の回答及び意見
- （議題(3)について）
- 独立行政法人化に伴い各院長の人事権とか予算権についてどのように考えているか。
→ 特に優秀な人材と問題のある人材の処遇に関して、何らかの形でできるだけ院長の意見が取り入れられるようにしてほしい。
- 企業会計に移行後の経営についてはどのように考えているか。
→ 急性期医療の基幹病院としては、クリティカルパスの導入や病診連携を図っていくことが重要。
→ てんかんや精神などの国立医療機関がやっている不採算部門については、現行の診療報酬の体系の中では自立した経営は困難。
→ 独立行政法人になって、さらに期待されている機能を強化して国民の信望に応えな

なければならない。その時、この独立行政法人は日本の医療の規範となり、日本の医療の底辺を支えるという役割の重要性が、国家公務員型であることの背景にあると考える。経営の面については十分データを示して国民の理解を得つつ行っていくことが重要。

→ 実際の運営に当たって重要なところは、人事権と企業会計。企業会計については、そのまま移行するとかなり厳しい運営は避けられないと思われる。その中で各施設が特色を生かしながら、どのような方法にするべきか。また、国がどのような考えで予算措置等をするかが重要。人事権については自由度をどの程度にするかが問題。

○ 地域医療における他の医療機関との連携はどのような権限体系の下で行っていくのか。

→ それぞれの地域において、地域の医師会や他の医療機関と話し合いつつ行っていきたい。

○ DRGといった医療の標準化の流れの中で、政策医療の推進といった国立医療機関としての規範を、どういうふうに捉えるのか。

→ DRGのように、新しい医療政策の根拠となるデータを出すというのは、国立病院のような公的病院の役割の一つとしてあるのではないかと考えている。

○ 独立行政法人化後、病診連携・病病連携を進めるに当たり、患者紹介制についてはどのように取り組むのか。

→ 大病院は原則100%紹介を目指していくべき。現在、国立病院については40%、国立療養所については60、70%を超す施設が増えてきている。今後さらなる紹介率アップを目指して努力しているところである。

○ 独立行政法人化後、企業会計に沿った病院会計準則を採用するに当たり、減価償却費と退職手当引当金は大きい問題となるのではないか。

○ 独立行政法人化後の各施設における労使関係についてはどのように考えているのか。

→ 国民に対して活動を公開し、それが外部の評価を受けるということで、労使関係についてもこれまでと変わってくるのではないかと考えられる。

○ 独立行政法人化に際しては、より質の高い医療を提供するために施設長に責任とともに大幅な人事権、予算権を与えるという発想の転換をすべきではないか。

→ 基本的にはその方向で進める。ただ、政策医療ネットワークという全国的な視点から広域的な人事交流が必要と考えられる場面もあり、具体論については本省と施設とで意見交換をしつつ、さらに検討を進めてまいりたい。

○ 経営の効率性を上げるためには、経営資源を得意分野に集中させることが必要。社会的役割といったことも分かるが、国立病院の場合には身の丈を超えた分野に経営資源を分散させすぎではないか。

- 民間に比べ不採算分野の医療を多く引き受けているという現状は否定できないが、人件費なども含め、民間病院に比べ公的病院の経営状態が悪い理由についてはさらによく分析していく必要がある。
- 医療分野における市場原理の導入に際しては、公的病院と民間病院との間で競争条件を揃える必要があると考えるが、どのように捉えているのか。
 - これまでの方法による経営改善はもうそろそろ限界になりつつあるのが現実。独立行政法人への移行による規制の緩和、給与の自主決定などによる一層の経営改善の余地はあるが、結核など公的医療機関が担わざるを得ない分野で今の診療報酬体系では適正に評価されていないものについての改善がないと、きつい面は確実にある。病棟単位なり施設単位なりでできるだけ緻密な経営状況の分析をすることで、これらを見極めていくことが必要と考える。

(照会先)

厚生労働省健康局国立病院部企画課

担当 長良 (内 2 6 1 1)

電話 (代) 03-5253-1111

(直) 03-3595-2261

**国立病院・療養所における再編成計画の対処方策
の決定について（平成11年見直し計画対象施設分）**

国立病院・療養所における再編成計画の対処方策 の決定について（平成11年見直し計画対象施設分）

国立病院・療養所の再編成計画について

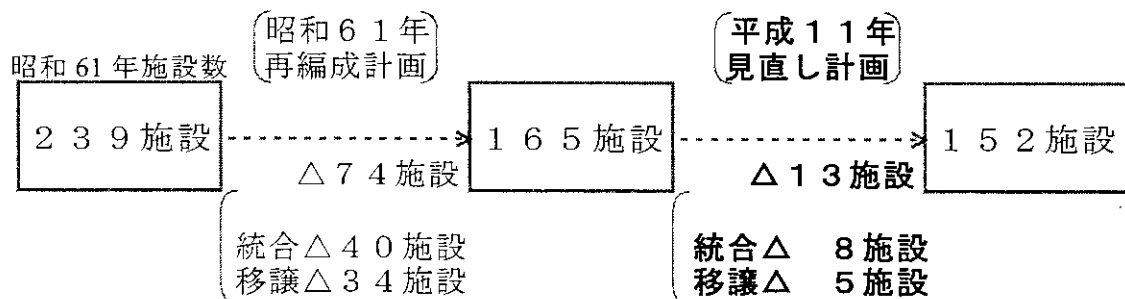
（1）目 的

国立病院・療養所については、昭和50年代後半以降、他の公私医療機関の整備・充実が進んだことから、行政改革の一環として『統廃合』又は『経営移譲』による再編成を推進することにより、生み出された要員等の資源を集中・集約し、国立医療機関にふさわしい高度又は専門的医療等を適切に遂行するための機能の質的強化を図ることとした。

（2）計 画

ア 昭和61年1月に「国立病院・療養所の再編成計画」を策定、さらに、平成11年3月には再編成計画の見直しを行い、新たに施設を追加し、再編成を一層推進することとした。

イ 計画内容は、昭和61年当初の239施設を統廃合、経営移譲により87施設を減らし、152施設とするものである。



（注）施設数についてはハンセン病療養所（13施設）を除く。

ウ 再編成計画の一層の促進を図るため、閣議決定により、次のように対処方策の決定期限が定められている。

- ・昭和61年計画 → 平成12年度末
- ・平成11年見直し計画 → 平成13年度末

(参考)

行政改革プログラム [平成8年12月25日 閣議決定] (抄)

国立病院・療養所の再編成については、統廃合及び経営移譲の終了していない施設については、引き続き再編成の対象施設とし、平成12年度(2000年度)末までに施設の廃止を含む対処方策を決定した上、速やかに実施する(後略)

行政改革大綱 [平成12年12月1日 閣議決定] (抄)

国立病院・療養所については、

- ① 昭和61年当初再編成計画の未実施施設について、速やかに移譲、統合又は廃止を実施する。
- ② 平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設について、平成13年度末を目途に施設の廃止を含む対処方策を決定し、着実に実施する
とともに、平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、そのための個別法案を平成14年の通常国会に提出する。

(3) 進捗状況

平成13年度末までに51施設が終了した結果、残る再編成対象施設は36施設となっている。

・ 統合及び移譲予定施設	87施設
（ ・ 13年度末までに統合ないし移譲された施設数	51施設
・ 未実施施設(差引)	36施設

未実施
36施設については→

昭和61年再編成計画 未実施施設24施設	→ 対処方策決定済 (平成13年4月20日公表)
<u>平成11年見直し計画 未実施施設12施設</u>	→ <u>対処方策今回決定</u>

※ 平成11年見直し計画は13施設であるが、すでに1施設については終了

ア 平成11年見直し計画の対処方策の決定

平成11年見直し計画の対処方策については、**別紙**のとおりである。

なお、今回の決定により、昭和61年より進めてきた再編成計画の全てについて対処方策を決定した。

イ 今後の統廃合及び経営移譲の実施予定時期

- ・ 統廃合計画 → 統合に必要な最低限の建物整備の完了予定時期を基本とし、独立行政法人への移行時（平成16年度）までに概ね完了
- ・ 経営移譲計画 → 独立行政法人への移行時まで全て完了

（４）今後の進め方

ア 決定した対処方策については、地元地方公共団体等関係者の理解を得ながら計画的かつ着実に実施していく。

イ 患者の医療の確保については、患者の意向を尊重した適切な措置を講じる。

ウ 職員の雇用の確保については、意向調査を行った上で、職員の意向に沿えるよう最大限努力する。

エ 廃止を決定した施設についても、地域の実情に応じた適切な利用が図られるよう、地元地方公共団体等と協議を行っていく。

(参考1) 再編成計画の年次別進捗状況

区 分	再編成計画 施設数	年 次 別 減 少 施 設 数												
		昭和 平成 61~10	11	12	13	小 計	(予定) 14	(予定) 15	(予定) 16	(予定) 17	(予定) 18	(予定) 23	小 計	計
統合による減	61年計画 40	13	2	6	4	25	5	3	5	2			15	40
	見直し計画 8						2	3	1		1	1	8	8
移譲又は廃止 による減	61年計画 34	11	6	4	4	25	7	2					9	34
	見直し計画 5				1	1	1	3					4	5
計	61年計画 74	24	8	10	8	50	12	5	5	2			24	74
	見直し計画 13				1	1	3	6	1		1	1	12	13
	全体 87	24	8	10	9	51	15	11	6	2	1	1	36	87

(参考2) 平成14年度以降の施設名

区 分		年 次 別 減 少 施 設 名					
		(予定) 14	(予定) 15	(予定) 16	(予定) 17	(予定) 18	(予定) 23
統合による減	61年計画	岩木・青森 横浜・横浜東 石川・山中 熊本南・三角 宮崎東・日南	帯広・(十勝) 福島・郡山 敦賀・福井	甲府・(西甲府) 豊橋東・(豊橋) 長良・(岐阜) 大竹・(原) 大牟田・(筑後)	医王・(金沢若松) 西鳥取・(鳥取)		
	見直し計画	西札幌・小樽 東静・熱海	函館・北海道第一 千葉東・佐倉 大阪・(千石荘)	西奈良・奈良		西札幌・ (札幌南)	善通寺・ (香川小児)
移譲又は廃止 による減	61年計画	(登別) (弟子屈) 稚内 渋川 横須賀 佐渡 高山	(秋田) 壱岐				
	見直し計画	美幌	名寄 恵那 南愛媛				

(注) ゴシック文字が移譲、() は廃止施設

平成11年再編成計画見直し追加対象施設の対処方策一覧

(1) 統廃合計画（経営移譲5施設、廃止3施設）

都道府県	対象施設名	統合地	統合後廃止予定施設の取扱い	統合等実施 予定時期 <目 途>
北海道	国立療養所西札幌病院	○	「社会福祉法人恩賜財団済生会支部 北海道済生会」に移譲予定	平成14年度 (H14.10.1)
	国立療養所小樽病院			
	国立療養所札幌南病院		廃 止	平成18年度
	国立函館病院	○	「社会福祉法人函館厚生院」 に移譲予定	平成15年度
	国立釧路北海道第一病院			
千葉県	国立療養所千葉東病院	○	「社会福祉法人聖隷福祉事業団」 に移譲予定	平成15年度
	国立佐倉病院			
静岡県	国立東静岡病院	○	「学校法人国際医療福祉大学」 に移譲予定	平成14年度 (H14.7.1)
	国立熱海病院			
大阪府	国立大阪病院	○	廃 止	平成15年度
	国立療養所千石荘病院			
奈良県	国立療養所西奈良病院	○	「奈良市」に移譲予定 (同市は「社団法人地域医療振興協会」 に管理委託予定)	平成16年度
	国立奈良病院			
香川県	国立善通寺病院	○	廃 止	平成23年度
	国立療養所香川小児病院			

(2) 経営移譲計画（経営移譲4施設）

都道府県	対象施設名	経営移譲対象施設の取扱い	実施予定時期 <目 途>
北海道	国立療養所美幌病院	「社会福祉法人北海道療育園」 に移譲予定	平成14年度
	国立療養所名寄病院	「名寄市」に移譲予定 (同市は「社団法人上川北部医師会」 に管理委託予定)	平成15年度
岐阜県	国立療養所恵那病院	「恵那市」に移譲予定 (同市は「社団法人地域医療振興協会」 に管理委託予定)	平成15年度
愛媛県	国立療養所南愛媛病院	「社会福祉法人旭川荘」 に移譲予定	平成15年度

(注1) 平成11年見直し計画対象施設である国立療養所足利病院については、すでに平成13年6月1日に「社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会」に移譲しており、今回の対処方策には含んでいない。

(注2) 『移譲』・・・ 地元地方公共団体等関係者との協議により、経営移譲引受先等が具体化したもの

『廃止』・・・ 地元地方公共団体等関係者との間での経営移譲や経営移譲対象施設について地域医療の状況等を踏まえた一般医療の確保の必要性等に関する協議の結果を総合的に勘案し、廃止と判断したもの

独立行政法人国立病院機構法案の概要

中央省庁等改革の一環として、国立病院及び国立療養所が移行する独立行政法人国立病院機構を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行う。

1 概要

- (1) 法人の名称 独立行政法人国立病院機構（以下「機構」という。）とする。
- (2) 法人の目的
医療の提供、医療に関する調査及び研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべき医療の向上を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。
- (3) 業務
機構は、その目的の達成のため、次の業務を行う。
 - イ 医療を提供すること。
 - ロ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
 - ハ 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 特定独立行政法人 機構は特定独立行政法人（役職員に公務員の身分を付与）とする。
- (5) 資本金
機構の資本金は、全額政府出資とし、出資額は、機構が国から承継する資産の額から負債の額を差し引いた額とする。
- (6) 役員
機構に理事長1人、監事2名を置く。その他、副理事長、理事5人以内、非常勤理事8人以内を置くことができる。
- (7) 施設毎の経理の明確化
業績評価ができるよう経理を明確化するため、各施設ごとに財務諸表を作成し、法人全体の決算とあわせて評価委員会の意見を聴いたうえで、公表する。
- (8) 長期借入金
 - イ 機構は、施設整備等のために、長期借入や債券を発行することができる。
 - ロ 政府は、予算の範囲内において、機構の長期借入金及び債券に係る債務保証を行うことができる。
- (9) 緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求
厚生労働大臣は、災害発生や公衆衛生上の重大な危害発生等の緊急事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、必要な業務の実施を求めることができる。

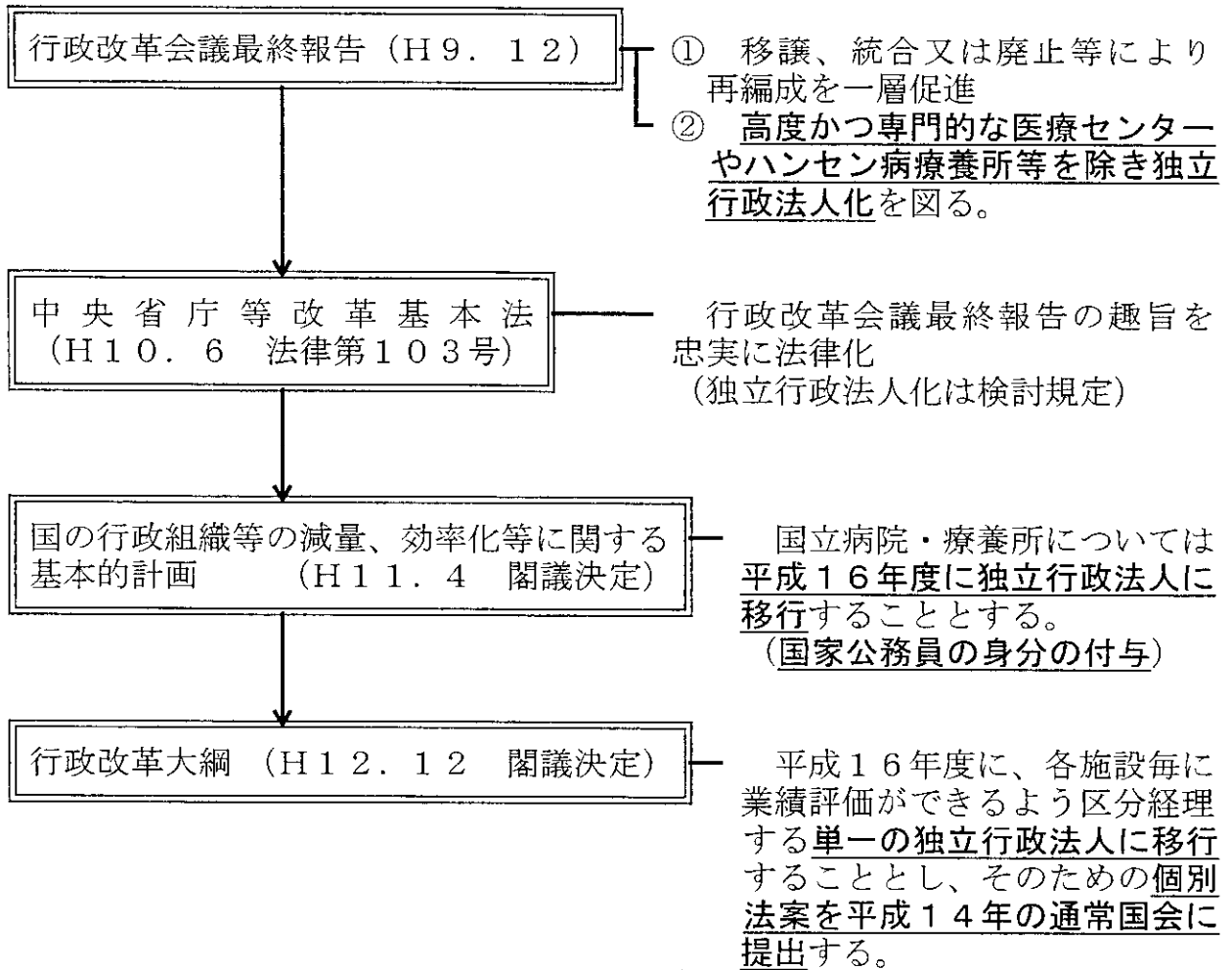
2 独立行政法人への移行に伴う措置

- (1) 権利義務の承継
国立病院特別会計の資産・債務は、国立高度専門医療センターに係るもの（現行特会を改組した特別会計で経理）を除き、機構が承継する。
- (2) 国立病院・療養所の再編成に係る経過措置
「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」を廃止し、機構が再編成業務を承継。

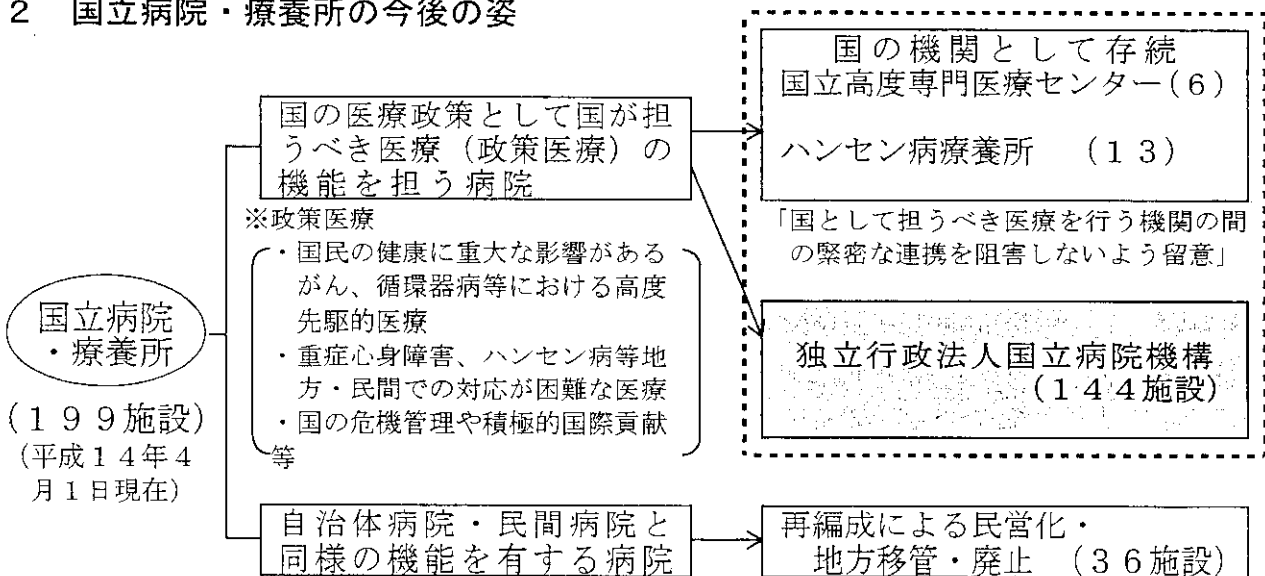
3 施行期日 平成15年10月1日（法人の設立は、平成16年4月1日を予定）

国立病院・療養所の独立行政法人化について

1 中央省庁等改革の経緯



2 国立病院・療養所の今後の姿



独立行政法人化についての規定事項等

※「通則法で既に規定されている事項欄」の◇は通則法、◆は個別法案、○はその他整備法等において規定されているもの。

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
法人の運営 ◎業務運営 業務の範囲	厚生労働省設置法に規定	◆機構の目的 国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与すること ◆業務の範囲 ①医療を提供すること。 ②医療に関する調査及び研究を行うこと。 ③医療に関する技術者の研修を行うこと。	
◎組織形態	国家行政組織 本省 — 地方厚生局 — 施設	◇法人（通則法） ◆単一の法人 ◆理事長、副理事長、理事5人以内、非常勤理事8人以内、監事2人を置く	・法人内部の組織
◎人事管理			
職員の身分	国家公務員（一般職）	◆役員 → 国家公務員（特別職） ◆職員 → 国家公務員（一般職）	
労働三権	団結権、協約締結権のない交渉権あり、争議権なし	○団結権、団体交渉権（協約締結権含む）あり、争議権なし	
任命権	厚生労働大臣（他に、地方厚生局長、施設長に任命権を委任）	◇法人の長と監事 → 主務大臣 ◇他の役員 → 法人の長 ◇職員 → 法人の長	

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
給与	一般職の職員の給与に関する法律の適用	◇法人及び職員の業績が反映 ◇国家公務員の給与、民間企業の給与、中期計画の人件費見積もり等を考慮	・独自の給与基準（届出、公表義務）
勤務時間等	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の適用	◇国家公務員の勤務条件、その他事情を考慮（労働基準法適用）	・独自の基準（届出・公表義務）
身分保障	法令の定める事由でなければ、意に反して、降任、休職、免職されない	○同左	
服務等	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、兼業の禁止、営利企業の役員等との兼職禁止、離職後における営利企業への就職等に関する制限等	◇職員の兼業制限（国家公務員法第104条）について、独立行政法人の長が、関連法令の定める一般的基準に従い、兼業の許可を与えることができるものとする	・左の制限のうち、兼業の許可や職務専念義務の免除は独立行政法人の長限りで行うことができる
定員	行政機関の職員の定員に関する法律の法定定員制度の対象		・行政機関の職員の定員に関する法律の法定定員制度の対象外（常勤職員数については、毎年度国会へ報告）
◎処遇			
退職手当	国家公務員退職手当法の適用	○同左	
福利厚生	国家公務員共済組合加入	○同左	
災害補償	国家公務員災害補償法の適用	○同左	
財務会計			
◎財産的基礎	国立病院特別会計に属する国有財産	◆資産は、NC以外は原則として機構が承継する ◆全額政府出資とし、資産から負債を差し引いた額を資本金とする	

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
◎会計制度 財務諸表等 会計規程	官庁会計 国立病院特別会計法第13条第2項に基づき毎会計年度作成 財政法、会計法等各種法令の適用	◇企業会計原則 ◇発生主義、複式簿記等企業的手法を導入し、毎年度財務諸表等を作成し、公表 ◆施設別財務書類を作成し、公表 ◇監事のチェックとともに、独立行政法人評価委員会の審議に付する	・会計に関する規定を定め主務大臣に届け出る
◎借入制度 短期借入 長期借入等	国立病院特別会計法第9条第1項に基づき一時借入ができる (年度内償還、借入の限度額は国会の議決) 国立病院特別会計法第8条の2第1項の規程に基づき、施設費を支弁する必要があるときは借入が可能	◇中期計画に定める借入金の限度の範囲内で短期借入ができる(年度内償還が原則であるが、償還ができない場合は、その額に限り主務大臣の認可を受けて借り換えが可能) ◆施設整備等について、長期借入金及び独立行政法人国立病院機構債券を発行することができる(予算の範囲内で政府保証をすることができる) ◆過去債務については、NCに係る債務を除き機構が承継	
◎財源的措置	国立病院特別会計による運営(歳入の一部については、一般会計からの繰入を実施)	◇政府は、予算の範囲内において、法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる	・運営費交付金の算定ルール

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
◎利益及び損失の処理	国立病院特別会計法第14条に基づき、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、基金に組み入れて整理。一方、損失を生じたときは、その損失については基金を減額して整理	◇毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度からの繰り越した損失をうめ、なおかつ残余があるときは、中期計画で定める場合を除き積立金として整理。一方、損失を生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理	・中期計画において用途を定める
◎余裕金の運用	現金に余裕がある場合、財政融資資金に預託	◇余裕金については、国債、地方債等の有価証券の取得や、銀行等への預金等により運用	
◎重要な財産の処分	行政財産を処分することはできない。普通財産については処分が可能であるが、財務大臣の協議が必要		・主務大臣の認可（財務大臣協議）を受けて法人が処分。ただし、中期計画に定めた場合であってその計画に従って当該重要資産を処分する場合は認可は不要
◎税制	納税義務がない（消費税を除く）	○現行の国に対する非課税措置を原則として継続 ○寄付金については、特定公益増進法人並みの扱い (H16にむけて、事務的に検討)	

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
業務運営目標 ◎中期目標	制度上、明確な運営目標は設定していない	◇①中期目標の期間 ②業務運営の効率化に関する事項 ③国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ④財務内容の改善に関する事項 ⑤その他業務運営に関する重要事項について主務大臣が中期目標を定める	・目標期間の決定 ・達成すべき目標の検討 ・主務大臣は3年～5年の期間内で達成すべき業務運営に関する目標を設定
◎中期計画 年度計画	施設毎に毎年度の事業計画を策定	◇①業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 ②国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 ③予算（人件費見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする時は、その計画 ⑥剰余金の使途 ⑦その他主務省令で定める業務運営に関する事項について、法人が中期計画を定める	・中期目標を達成するための中期計画を策定（財務大臣協議、主務大臣の認可、公表） ・中期計画に沿って年度計画を策定（主務大臣に届出、公表）

事 項	現 状	独 立 行 政 法 人 化 後	
		通則法等で既に規定されている事項	今後法人等が決定する事項
評価体制等 ◎監査体制	◇本省、地方厚生局に専門の部署を設置し 内部監査を実施 ◇会計検査院による実地検査	◇監事による法人の業務の監査 ◇財務諸表、事業報告書、決算報告書については、一定規模以上の法人については会計監査人の監査が必要	・内部監査体制の在り方
◎評価体制	◇総務省が実施する各行政機関の業務の実施状況に関する評価及び監視	◇各府省に設置する評価委員会において評価 （每事業年度の業務実績の評価、業務運営等の改善勧告） ◇総務省の評価委員会において評価 （各府省の評価委員会の評価への意見、中期目標終了時に主務大臣に事務・事業の改廃勧告）	
その他		◆災害等の緊急時に大臣が法人に対して業務実施の要求	

今後の議論の進め方について（案）

1 企業会計基準に基づく財政運営

2 安定的で効率的な法人運営のための取り組み

（1）経営改善に向けた取り組み

（2）法人内部における責任と権限の明確化

（3）その他

3 財政運営のあり方

（1）運営費交付金のあり方

（2）施設・設備整備財源のあり方

（3）その他